

1. はじめに

これまでわが国においては縦割りのスポーツ行政を反映して、公共スポーツ施設は文部科学省・教育委員会が関係するものを中心として把握され、都市公園における運動公園などは必ずしも正確に把握されてこなかった。また、スポーツに関する研究においては、自治体が行う公共スポーツ施設の整備について必ずしも詳細な分析は行われておらず、公共スポーツ施設の維持・補修の問題に関してはほとんど議論がされてこなかった。

そこで本研究においては、わが国における公共スポーツ施設を再定義した上で、その新規建設と維持・補修の財源に関する問題を中心に分析を行う。社会体育施設以外の公共スポーツ施設を含めて公共スポーツ施設を再定義し、静岡県、三重県、A県について、県が所有する公共スポーツ施設を把握する。そして、施設の整備に充てられた財源について分析を行う。また、3県の事例に加え、国民体育大会に関連した公共スポーツ施設の整備について触れる。さらに、公共スポーツ施設の維持・補修の現状について明らかにする。

本報告書は次のように構成されている。まず2章において公共スポーツ施設の再定義を行い、施設数の把握における課題を明らかにする。次に3章において公共スポーツ施設整備のための諸制度について解説を行う。ここでは公共スポーツ施設整備に充てられる国庫補助金および交付金、地方債について詳述する。4章においては、2章で示した定義に基づいて、先述した3県における公共スポーツ施設を把握し、その整備財源についてヒアリングおよび提供資料に基づいて明らかにする。さらに、これら3県の事例に加えて国民体育大会に関連した公共スポーツ施設の整備について、B県およびB県内市町村の事例をもとに議論するⁱ。5章においては公共スポーツ施設の維持・補修と財源の問題について論じる。